

災害時等における施設等の一時利用に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と株式会社オザム（以下「乙」という。）は、安中市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における土地利用の協力に関して必要事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、予め甲が乙の管理する土地を緊急避難場所として指定し、災害時等に乙が甲の要請に応じて当該土地を緊急避難場所として提供することにより、地域住民等の安全を確保することを目的とする。

（乙の管理する土地）

第2条 乙の管理する土地は、次のとおりとする。

名 称 トワーズ安中店 駐車場

所在地 安中市板鼻179番地1

（協力内容）

第3条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。ただし、洪水災害の発生するおそれがある場合を除く。

- 1 前条の土地を緊急避難場所として甲に提供すること。
- 2 乙の施設が使用可能な場合には、可能な範囲で、トイレ等の設備を避難者に提供すること。

（要請方法）

第4条 前項の要請は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力を努めるものとする。

- 2 乙が甲に対して行う協力は無償とする。

（利用期間）

第6条 甲が、乙の土地を緊急避難場所として利用する期間は、原則として、避難情報の発令時から解除時までとする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要があると判断される場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等に係る責任）

第7条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、第2条に規定する土地において、地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

- 2 避難した地域住民等が、乙の管理する施設・設備等をき損した場合には、き損を生じさせた者が原状回復を行うものとし、原因者が不明の場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定の迅速かつ円滑な履行を図るため、文書（様式第2号）により相互に連絡責任者を報告するとともに、平常時から情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 6月10日

安中市安中一丁目23番13号
甲 安中市
市 長 岩井 均

東京都青梅市友田町5-350
乙 株式会社オザム
代表取締役 小澤 国生